

お問い合わせ・保険金請求先

万一事故にあわれた場合のご連絡先
カード付帯保険についてのお問い合わせ

セディナ保険デスク(三井住友海上)

受付時間／日本時間 **9:00 ~ 17:00** [年中無休]

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

■国内から ▶ **0120 - 240 - 057** (無料)

国識別番号 地域番号 地域内番号

■海外から ▶ **81 - 18 - 803-0077**
(コレクトコール可)

※保険金の請求は事故日より30日以内にご連絡ください。

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯している
保険サービスの概要について説明させていただいたもので
す。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および
特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく
変更される場合がありますので予めご了承ください。

※記載のサービス内容は2023年5月現在のものです。

カード会員の皆様へ

保険サービスのご案内



Information



Overseas travel



Domestic travel



Shopping



Troubled

券種ごとの保険金額^(注1)



券 種 区 分		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)
海外旅行	本人会員／家族会員									
	傷害死亡・後遺障害（最高）	1億円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	5,000万円	2,000万円	—	—
	自動付帯	2,000万円	—	—	—	—	5,000万円	2,000万円	—	—
	利用条件	8,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	—	—	—	—
	傷害治療費用（1事故の限度額）	300万円	200万円	100万円	200万円	200万円	200万円	100万円	—	—
	疾病治療費用（1疾病の限度額）	300万円	200万円	100万円	200万円	200万円	200万円	100万円	—	—
	賠償責任（1事故の限度額）	5,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円	1,000万円	—	—
	免責（1事故の自己負担額）	—	—	—	—	—	—	1,000円	—	—
	携行品損害（1旅行かつ1年間の限度額）	50万円	20万円	10万円	20万円	20万円	50万円	10万円	—	—
	免責（1事故の自己負担額）	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	—	—
	救護者費用（1年間の限度額）	500万円	200万円	100万円	200万円	200万円	200万円	100万円	—	—
	家族特約									
国内旅行	本人会員／家族会員									
	傷害死亡・後遺障害（最高）	1,000万円	—	—	—	—	—	—	—	—
	傷害治療費用（1事故の限度額）	200万円	—	—	—	—	—	—	—	—
	疾病治療費用（1疾病の限度額）	200万円	—	—	—	—	—	—	—	—
	賠償責任（1事故の限度額）	2,000万円	—	—	—	—	—	—	—	—
	免責（1事故の自己負担額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	携行品損害（1旅行かつ1年間の限度額）	50万円	—	—	—	—	—	—	—	—
	免責（1事故の自己負担額）	3,000円	—	—	—	—	—	—	—	—
	救護者費用（1年間の限度額）	200万円	—	—	—	—	—	—	—	—
	本人会員／家族会員									
	死亡・後遺障害（最高）	5,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	5,000万円	2,000万円	1,000万円	—
	自動付帯	1,000万円	—	—	—	—	—	—	—	—
	利用条件	4,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	5,000万円	2,000万円	1,000万円	—
動産総合	本人会員／家族会員									
	入院保険金日額（フランチャイズ条件あり）	5,000円	3,000円	3,000円	3,000円	—	3,000円	3,000円	3,000円	—
	通院保険金日額（フランチャイズ条件あり）	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	—	2,000円	2,000円	2,000円	—
	補償限度額（1年間の限度額）	300万円	50万円	50万円	50万円	50万円	100万円	150万円	50万円	50万円
	免責（1事故の自己負担額）	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	対象期間	90日	180日	180日	180日	180日	180日	180日	180日	180日
対象となる商品 カードを利用して購入した商品で、1点あたりの 購入金額が右記の範囲のもの		カード利用 のみで対象 となります	1商品 1万円～	1商品 1万円～	1商品 1万円～ 50万円	1商品 1万円～ 50万円	1商品 1万円～ 100万円	1商品 1万円～ 150万円	1商品 1万円～ 50万円	1商品 1万円～ 50万円

※：事前に旅行代金等を対象のクレジットカードでお支払いいただいた場合に補償されます（利用条件）。詳しくは各保険のご案内ページを参照ください。

●補償の内容につきましては、次ページ以降を参照ください。

(注1) 複数のクレジットカード（他社カード含む）付帯の傷害保険にご加入の場合、海外旅行傷害保険の死亡・後遺障害保険金および国内旅行傷害保険の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となります。上記以外の保険金は、上記以外の保険金は、同種の危険を補償する複数の保険にご加入の場合、クレジットカード付帯に限らず、各保険の保険金額合計額（日数等に応じて定額で支払われる保険金を除きます）または損害額のうちいずれか低い金額が限度となります。

券種区分	券種例（以下に記載されていないカードについては、当社までお問い合わせください）
(A)	セディナゴールドカード、SMBC JCB CARD ゴールドカード
(B)	セディナカードクラシック ^(注2) 、SMBC JCB CARDクラシックカード、DCMマイボカード、タイヨーカード、アルビスPontaカードプラス、ウジエカード
(C)	セディナカードクラシック ^(注3)
(D)	OMCカード、HIMARAYAカード、LEncoreカード、首都高カード、miberryカード、ぎゅーとらカード
(E)	ララ福屋カード
(F)	OMC GOLDカード、MasterCard N-Value
(G)	セディナカードゴールド、Volkswagen Card
(H)	セディナカードJiyuIdai、ヨネザワメンバーズカード
(I)	セディナカード、MrMaxカード、さいか屋カード、オーカードプラス

(注2) カード券面左下に「OM」と表示されているカードです。

(注3) カード券面左下に「CF」または「QC」と表示されているカードです。



海外旅行傷害保険 (Aは一部、B・Cは全てに

カード利用条件*が適用されます。)

●被保険者の範囲は本人会員・家族会員となります。

●対象のカードご加入日(カード会社に会員として登録された日)の翌日以降に旅行

期間(注1)を開始するご旅行が対象となり、ご旅行の都度適用されます。

担保項目		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
傷 害	死亡・後遺障害	被保険者が旅行期間中(注1)(注2)に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に保険金額の100% (死亡保険金受取人指定はできません。) ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて保険金額の3%~100%
	治療費用	③医師の治療を受けられた場合	治療に要した次の費用のうち、現実に出された金額で、社会通念上妥当と認められる金額 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院できないやむを得ない事情により宿泊施設の室内で治療を受けたときの客室料 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった次の費用(20万円限度) a)国際電話料等通信費 b)入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度) ●保険金請求に必要な被保険者以外の医師の診断書の費用 など
疾 病	治療費用	被保険者が旅行期間中(注1)(注2)または旅行期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を受けられた場合。ただし、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ★妊娠・出産・早産・流産、これらに起因する疾病、歯科疾病を除きます。 ★旅行期間終了後に発病した疾病については、その原因が旅行期間中に発生したものに限り、 ●旅行期間中に感染した所定の感染症(注3)で旅行期間終了後30日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。	
	賠償責任	被保険者が旅行期間中(注1)(注2)に偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止・軽減のために要した必要・有益な費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した、被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した、訴訟費用 など
携行品損害		被保険者が旅行期間中(注1)(注2)に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合 ★「携行する」とは、携えて持っている状態、または被保険者が常時監視できる状態をいいます。	●損害額から3,000円を控除した額 ●損害額とは、購入額から減価償却した時価額(修理可能な物は時価を限度として修理費)を指します。ただし1個、1組または1対につき10万円を限度とします。航空券等の損害額は、事故後に元の券と同様の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。
救護者費用		①救護対象者の死亡 a)旅行期間中(注1)(注2)のケガによる事故後180日以内の死亡 b)疾病による旅行期間中の死亡 c)旅行期間中に発病した疾病による旅行期間終了後30日以内の死亡 ②旅行期間中のケガまたは旅行期間中に発病した疾病による救護対象者の7日間以上の継続入院 ③旅行期間中に救護対象者が搭乗する航空機船舶の、行方不明・遭難 など	●現地に赴く航空運賃等交通費(救護者3名分限度) ●現地でのホテル等客室料(救護者3名分限度かつ1名につき14日間限度) ●現地から救護対象者を移送するための費用 ●救護対象者の死亡による現地での遺体処理費用(100万円限度) ●救護者の渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ●捜索救助費用 など

(注1)旅行期間中とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国前日の午前0時から日本入国翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし、日本出国日から3ヶ月後の午後12時までを限度とします。

(注2)自動付帯部分については、旅行期間中(注1)が補償対象となります。利用条件が適用される部分については、旅行出発前にご利用条件を満たした場合、旅行期間中(注1)が補償対象となり、出国後にご利用条件を満たした場合は、ご利用条件をはじめを満たした時以降最長3ヶ月間(かつ旅行期間中)が補償対象期間となります。

(注3)●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症(★1) ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④四類感染症 ●咽口虫(がっこうちゅう) ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第8項に規定する指定感染症(★2)

(★1)被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

★カード利用条件(Aは一部、B・Cは全ての担保項目にカード利用条件が適用されます。)

カード利用条件分とは、日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金、または専業型企画旅行の旅行代金を対象のクレジットカードでお支払いいただいた場合、あるいは出国後、公共交通乗用具の料金を対象のクレジットカードでお支払いいただいた場合、補償適用となる保険金額です。

※公共交通乗用具とは、日本国内においては航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等を、海外においてはこれに準じる乗用具

をいいます。(当該旅行のために乗用するものに限り、)

※専業型企画旅行とは、旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款専業型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

※海外でレンタカーを利用される場合、現地自動車保険にご加入することをおすすめします。(弊社のカード付帯の海外旅行傷害保険では、自動車運転に關する賠償事故等は補償されませんのでご注意ください。)

※海外旅行傷害保険は、当該カードご加入日(カード会社に会員として登録された日)の翌日以降に旅行期間を開始する旅行を対象とし、補償期間は1旅行につき最長3ヶ月で、ご旅行の都度適用されます。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。

※親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい、以下の条件をすべて満たす方とします。

●海外旅行の目的をもって住居を出発した時点において、左記に該当する親族であること。

(対象外となる例:旅行出発後出産されたお子様等)

●事故発生時、発病時または費用発生時において、左記に該当する親族であること。

※家族特約は会員と生計を共にしていることが前提となりますので、同居の親族であっても、お勤めをされている家族の方の場合は家族特約の対象とならない事があります。

※対象となるご家族の方には年齢制限がありません。

※※の家族カードをお持ちの方については、家族会員としての補償が優先し、家族特約により重複して補償されることはありません。

海外旅行・家族特約

④は本人会員・家族会員以外のご家族の方にも海外旅行傷害保険が付帯されております。

対象となる
家族の範囲

- ①カード会員の配偶者
- ②カード会員と生計を共にする同居の親族
- ③カード会員と生計を共にする別居の未婚の子



海外旅行傷害保険 (①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩は全てにカード利用条件*が適用、⑤⑥は利用の有無に関わらず自動的に補償されます。)

●被保険者の範囲は本人会員・家族会員となります。

●対象のカードご加入日(カード会社に会員として登録された日)の翌日以降に旅行

期間(注1)を開始するご旅行が対象となり、ご旅行の都度適用されます。

担保項目		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	被保険者が旅行期間中(注1)に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に保険金額の100% (死亡保険金受取人指定はできません。) ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて保険金額の3%~100%
	治療費用	③医師の治療を受けられた場合	治療に要した次の費用のうち、現実に出された金額で、社会通念上妥当と認められる金額 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●諸検査費、手術室費、職業看護師費 ●入院費、入院できないやむを得ない事情により宿泊施設の室内で治療を受けたときの客室料 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった次の費用(20万円限度) a) 国際電話料等通信費 b) 入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度) ●保険金請求に必要な被保険者以外の医師の診断書の費用 など
疾病		被保険者が旅行期間中(注1)または旅行期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を受けられた場合。ただし、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り。また、 ★妊娠・出産・早産・流産、これらに起因する疾病、歯科疾病を除きます。 ★旅行期間終了後に発病した疾病については、その原因が旅行期間中に発生したものに限ります。 ●旅行期間中に感染した所定の感染症(注2)で旅行期間終了後30日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。	
賠償責任		被保険者が旅行期間中(注1)に偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止・軽減のために要した必要・有益な費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した、被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した、訴訟費用 など
携行品損害		被保険者が旅行期間中(注1)に携帯する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合 ★「携帯する」とは、携えて持っている状態、または被保険者が常時監視できる状態をいいます。	●損害額から3,000円を控除した額 ●損害額は、購入額から減価償却した時価額(修理可能な物は時価を限度として修理費)を指します。ただし1個、1組または1対につき10万円を限度とします。航空券等の損害額は、事故後に元の券と同様の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。
救援者費用		①救援対象者の死亡 a) 旅行期間中(注1)のケガによる事故後180日以内の死亡 b) 疾病による旅行期間中の死亡 c) 旅行期間中に発病した疾病による旅行期間終了後30日以内の死亡 ②旅行期間中のケガまたは旅行期間中に発病した疾病による救援対象者の7日間以上の継続入院 ③旅行期間中に救援対象者が搭乗する航空機船舶の、行方不明・遭難 など	●現地に赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度) ●現地でのホテル等客室料(救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度) ●現地から救援対象者を移送するための費用 ●救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用(100万円限度) ●救援者の渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ●捜索救助費用 など

(注1)旅行期間中とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に着するまでの間、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)とします。ただし、日本出国日から3ヶ月後の午後12時までを限度とします。

(注2)●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義)に規定する次のいずれかの感染症(★1) ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④四類感染症 ●一口虫(がっこうゅう) ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義)等第8項に規定する指定感染症(★2)

(★1)被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

(★2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。

★カード利用条件(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩は全てにカード利用条件が適用、⑤⑥は利用の有無に関わらず自動的に補償されます。)

カード利用条件分とは、日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー(バス)といった公共交通乗用具の利用代金、または募集型企画旅行の旅行代金を対象のクレジットカードでお支払いいただいた場合、補償適用となる保険金額です。

※公共交通乗用具とは、日本国内においては航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等を、海外においてはこれに準じる乗用具

をいいます。(当該旅行のために乗用するものに限り。)

※募集型企画旅行とは、旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

※海外でレンタカーを利用される場合、現地で自動車保険にご加入することをおすすめします。(弊社のカード付帯の海外旅行傷害保険では、自動車運転に関する賠償事故等は補償されませんのでご注意ください。)

※海外旅行傷害保険は、当該カードご加入日(カード会社に会員として登録された日)の翌日以降に旅行期間を開始する旅行を対象とし、補償期間は1旅行につき最長3ヶ月で、ご旅行の都度適用されます。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。



国内旅行傷害保険 (Aは一部、B・Cは全てに カード利用条件*が適用されます。)

●被保険者の範囲は本人会員・家族会員となります。

●対象のカードご加入日(カード会社に会員として登録された日)の翌日以降に発生した事故による ケガが対象となり、ご旅行の都度適用されます。

担保項目	保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金
公共交通乗用具 搭乗中 傷害事故	被保険者が公共交通乗用具(注1)に乗客として搭乗中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として	①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に保険金額の100% (死亡保険金受取人は指定できません。)
宿泊火災 傷害事故	被保険者が宿泊施設に宿泊中に生じた火災・破裂・爆発によるケガを原因として	②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合	②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて保険金額の3%~100% ③〔入院保険金日額×入院日数(注4)〕(ただし、事故の発生した日からその日を含めて180日以内の入院で、かつ180日が限度)
募集型企画旅行 参加中 傷害事故	被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行(注2)参加中(注3)に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として	④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	④手術の種類に応じて〔所定の倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額〕(ただし、入院保険金が支払われる場合で、1回の事故につき1回の手術に限る) ⑤〔通院保険金日額×通院日数(注4)〕(ただし、事故の発生した日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ90日が限度)

(注1)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。

(注2)宿泊を伴う募集型企画旅行とは、旅行会社が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

(注3)参加中とは、募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。

(注4)事故の発生日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

★カード利用条件

カード利用条件分は、公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を対象のクレジットカードにより払い込んだ場合、ノークーポンシステムを利用して宿泊施設を予約した場合、チェックインする以前に宿泊施設の料金を対象のクレジットカードにより払い込んだ場合、または宿泊を伴う募集型企画旅行の代金を対象のクレジットカードにより払い込んだ場合等に補償適用となる保険金額です。

※ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行者等に当該カード会員であることおよび予め宿泊施設の料金を対象のクレジットカードで支払うことを告知してホテル・旅館等の宿泊施設の予約を行うシステムのことをいいます。

※上記のケガを被ったとき既に存在していた身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額が支払われます。

上記内容は概要を説明したものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。



国内旅行傷害保険 (全てにカード利用条件*が適用されます。)

●被保険者の範囲は本人会員・家族会員となります。

●対象のカードご加入日(カード会社に会員として登録された日)の翌日以降に発生した事故によるケガが対象となり、ご旅行の都度適用されます。

担保項目	保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金
公共交通乗用具 搭乗中 傷害事故	被保険者が公共交通乗用具(注1)に乗客として搭乗中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として	①事故の発生の日から180日以内に死亡された場合	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に保険金額の100% (死亡保険金受取人は指定できません。)
宿泊火災 傷害事故	被保険者が宿泊施設に宿泊中に生じた火災・破裂・爆発によるケガを原因として	②事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合	②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて保険金額の3%~100% ③〔入院保険金日額×入院日数(注4)〕(ただし、事故の発生した日からその日を含めて180日以内の入院で、かつ180日が限度)
募集型企画旅行 参加中 傷害事故	被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行(注2)参加中(注3)に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として	④ケガの治療のために入院し所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	④手術の種類に応じて〔所定の倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額〕(ただし、入院保険金が支払われる場合で、1回の事故につき1回の手術に限る) ⑤〔通院保険金日額×通院日数(注4)〕(ただし、事故の発生した日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ90日が限度)

(注1)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。

(注2)宿泊を伴う募集型企画旅行とは、旅行会社が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

(注3)参加中とは、募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。

(注4)事故の発生日から7日以後、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

★カード利用条件

カード利用条件分は、公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を対象のクレジットカードにより払い込んだ場合、ノークーポンシステムを利用して宿泊施設を予約した場合、チェックインする以前に宿泊施設の料金を対象のクレジットカードにより払い込んだ場合、または宿泊を伴う募集型企画旅行の代金を対象のクレジットカードにより払い込んだ場合等に補償適用となる保険金額です。

※ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行者に当該カード会員であることおよび予め宿泊施設の料金を対象のクレジットカードで支払うことを告知してホテル・旅館等の宿泊施設の予約を行うシステムのことをいいます。

※上記のケガを被ったとき既に存在していた身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額が支払われます。

上記内容は概要を説明したものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。

▶ 海外・国内旅行傷害保険 補償の対象と ならない主な例

① 傷害事故 (海外・国内共通)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
 - 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
 - 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
 - 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
 - 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
 - 被保険者の妊娠・出産・早産・流産
 - 保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 (国内旅行のみ)
 - 原因がいかなくとも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
 - 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故
- ※危険なスポーツとは……山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
- (注1) 山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。
- (注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。
- (注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。
- (注4) 超軽量動力機とは、モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
- 被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)に参加中の事故

- ★公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故に取られますので、電車・タクシー等から降車した後の事故は補償されません。(国内旅行のみ)
- ※航空機の搭乗者のときに限り「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる間」は補償されます。(施設管理者の事故証明書が必要)
- ★募集型企画旅行(宿泊を伴うもの)の集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。(国内旅行のみ)
- ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

② 疾病治療費用 (海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 原因がいかなくとも、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後72時間経過後に発病した疾病
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
- 歯科疾病
- ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等登山用具を使う山岳登山中の高山病

- ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

③ 賠償責任 (海外のみ)

- 保険契約者・被保険者の故意による事故
- 戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故(職務上の賠償責任)
- 被保険者の親族に対して生じた事故
- 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
- 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故

など

④ 携行品損害 (海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- 自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い欠陥による損害
- 汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- 置き忘れまたは紛失による事故(置き忘れ後に生じた盗難を含む)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- 修理の際に発生する代金引換手数料
- 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品
- 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等

など

- ★現金・小切手・有価証券類、切手、預貯金証書・クレジットカード、稿本・帳簿類、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自動車、危険なスポーツ(前記※参照)を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具等は携行品に含まれません。

⑤ 救済者費用 (海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 救済対象者の闘争・自殺または犯罪行為(自殺による死亡を除く)
- 戦争等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 救済対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故(無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く)
- 旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
- 救済対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病(妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く)による入院
- 歯科疾病による入院

など

上記内容は概要を説明したものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。



ショッピング保険(動産総合保険)

1. 補償内容

カード会員が対象のクレジットカードを利用して購入した商品が、購入日(配送等による場合には商品の到着日)より対象期間内に破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に、補償いたします。

(注)「対象となる商品」「対象期間」はカード券種により異なります。□券種ごとの保険金額(P1~P2)をご確認ください。

2. 自動的に補償されます

事前にご通知いただく必要はありません。対象のクレジットカードでお買い上げいただいた商品について自動的に補償されます。

3. 被保険者

カード会員およびこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

4. お支払いする保険金の額

カードのご利用控えあるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から自己負担額を控除した金額をお支払いいたします。ただし、会員1名につき□券種ごとの保険金額(P1~P2)に記載の補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部を対象のクレジットカードで支払った場合には、カードを利用して支払った金額を限度とします。

5. 補償の対象とならない主な商品

- 船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボード、ウインドサーフィン、ボディボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品(ホイールおよびカーナビゲーションを含みます。)
- 携帯式電子機器(携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の通信機器、ノート型パソコン、ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品)
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形・小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手、電子マネーおよびあらゆる種類のチケット
- 食料品(酒類含む)
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
- 書画、骨董品、彫刻物、絵画、美術品
- 不動産および不動産に準ずるもの
- 会員が従事する職業上の商品となるもの
- ギフトカードで購入した商品
- 他人より委託されて購入した商品

など

6. 補償の対象とならない主な損害

- 会員または保険金を受取る方の故意または重大な過失または法令違反に起因する損害
- 保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食い、または性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐蝕によって生じた損害
- 商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
- 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- 国または公権力の行使に起因する損害
- 核燃料物質に起因する損害
- 紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含む)に起因する損害
- 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 故障による損害
- 商品の誤った使用に起因する損害
- 商品の配送中に生じた損害
- 管球類の単独損害
- 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- 楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- 原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
- 液体である商品が流出することにより、その商品自体に生じた損害
- 商品の保管場所において、普通能力のある満15歳以上の者の不在時に生じた盗難による損害(不在期間が引き続き72時間を超えない場合を除きます)

など

上記内容は概要を説明したものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。



ショッピング保険(動産総合保険)

1. 補償内容

カード会員が対象のクレジットカードを利用して購入した商品が、購入日(配送等による場合には商品の到着日)より対象期間内に破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に、補償いたします。

(注)「対象となる商品」「対象期間」はカード券種により異なります。□券種ごとの保険金額(P1~P2)をご確認ください。

2. 自動的に補償されます

事前にご通知いただく必要はありません。対象のクレジットカードでお買い上げいただいた商品について自動的に補償されます。

3. 被保険者

カード会員の方のみ。

4. お支払いする保険金の額

カードのご利用控えあるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から自己負担額を控除した金額をお支払いいたします。ただし、会員1名につき□券種ごとの保険金額(P1~P2)に記載の補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部を対象のクレジットカードで支払った場合には、カードを利用して支払った金額を限度とします。

5. 補償の対象とならない主な商品

- 船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボード、ウインドサーフィン、ボディボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品(ホイールおよびカーナビゲーションを含みます。)
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手、電子マネーおよびあらゆる種類のチケット
- 食料品(酒類含む)
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
- 書画、骨董品、彫刻物、絵画、美術品
- 不動産および不動産に準ずるもの
- 会員が従事する職業上の商品となるもの
- 購入価格が1万円(税込)未満のもの
- 被保険者から他人に譲渡された商品
- 電子データ等、有体物でない商品
- 携帯式電子機器(移動電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の通信機器、ノート型パソコン、ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品)
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの

など

6. 補償の対象とならない主な損害

- 会員または保険金を受取る方の故意または重大な過失または法令違反に起因する損害
- 保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食い、または性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐蝕によって生じた損害
- 商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
- 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- 国または公権力の行使に起因する損害
- 核燃料物質に起因する損害
- 紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含む)に起因する損害
- 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 故障による損害
- 電氣的、機械的事故に起因する損害
- 管球類の単独損害
- 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- 楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- 原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
- 被保険者(カード会員)または配偶者およびこれらと生計を共にする親族(別居の未婚の子を含む)以外の者が管理中の事故により生じた損害

など

上記内容は概要を説明したものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。



アクシデントが発生したら

保険金請求に必要な書類

- ◎印は原則として必要な書類、○印は場合によっては必要となる書類です。
その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
- 書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

◆海外旅行傷害保険

保険金種類		死亡 保険金	後遺障害 保険金	治療費用 保険金	救済費用 保険金	携行品損害 保険金	賠償責任 保険金
保険金請求書類							
現地でご手配 いただく書類	医師の診断書	—	—	◎(注1)	—	—	◎(注2)
	治療費の領収書	—	—	◎	—	—	◎(注2)
	死亡診断書または死体検案書	◎	—	—	—	—	—
	事故証明書	◎	○	○	○	○	○
	盗難届出証明書	—	—	—	—	◎	—
	支出を証明する書類	—	—	—	◎	—	—
	示談書	—	—	—	—	—	◎
	示談金領収書	—	—	—	—	—	◎
	損害額を立証する書類	—	—	—	—	—	◎
国内でご手配 いただく書類	購入時の領収書・保証書	—	—	—	—	◎	—
	修理見積書・修理費用領収書	—	—	—	—	◎	—
	損害品の写真(盗難以外の場合)	—	—	—	—	○	—
	除籍謄本	◎	—	—	—	—	—
	委任状・戸籍謄本	○	—	—	—	—	—
	後遺障害診断書	—	◎	—	—	—	—
	印鑑証明書	○	○	○	○	—	○
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	日本出入国日を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(注1) 治療費が30万円以下の場合、原則として診断書の取付を省略できます。

(注2) 対人賠償の保険金請求に必要となります。

◆国内旅行傷害保険

保険金種類		入院通院 保険金	後遺障害 保険金	死亡 保険金
保険金請求書類				
保険金請求書		◎	◎	◎
診療状況申告書		○	—	—
同意書		◎	◎	◎
診断書		○	—	—
後遺障害診断書		—	◎	—
事故証明書		◎	◎	◎
死亡診断書または死体検案書		—	—	◎
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本		—	—	◎
委任状		○	○	○
念書		—	—	○
印鑑証明書		○	○	○
カードの利用を証明する書類		◎	◎	◎

※保険金のご請求金額が30万円以下のときは「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。

◆ショッピング保険(動産総合保険)

保険金種類	破損 事故 保険金	盗難 事故 保険金	火災 事故 保険金	事故 その他の 保険金
保険金請求書類				
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
罹災証明および盗難届出証明書	—	◎	◎	—
修理費見積書または領収書	◎	—	◎	○
売上票(お客様控え)	◎	◎	◎	◎
損害を受けた対象物(現物)	○	—	○	○
損害明細書	◎	◎	◎	◎
損害状況写真	◎	—	○	○
その他の関係書類	○	○	○	○

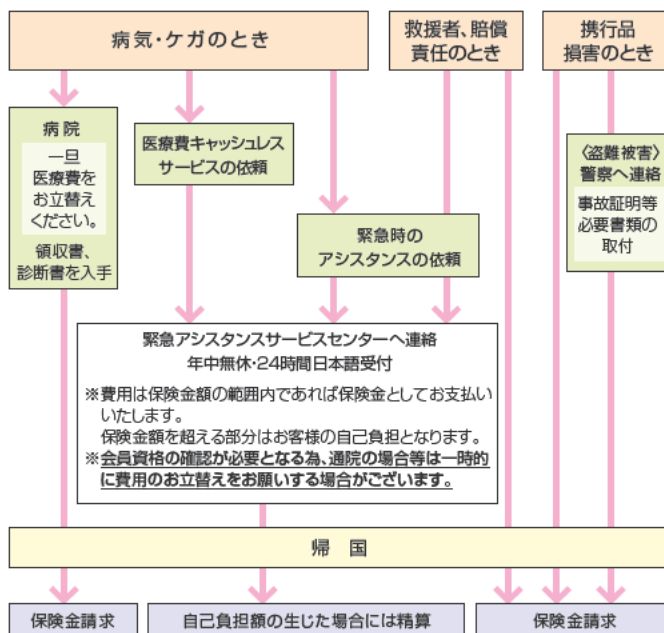
※全損の場合、原則として購入商品を回収させていただきます。

※上記各書類は原本が必要となります。

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

※配送後の商品の損害については原則として受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。

◆保険金請求までの手順(海外旅行傷害保険)



※帰国後に請求される場合は、裏表紙記載のセディナ保険デスクまでご連絡ください。

※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

三井住友海上の緊急アシスタンスサービス

<年中無休・24時間・日本語受付>

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在に応じ、各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

サービス内容

●ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- ▶ 医師・医療施設の紹介・案内
- ▶ 医療費キャッシュレスサービス
- ▶ 患者の医療施設への移送
- ▶ 患者の本国への移送
- ▶ 現地での医師の緊急派遣
- ▶ 医薬品類の緊急手配
- ▶ 通訳の紹介・手配

●ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- ▶ 現地でのご遺体の埋葬
- ▶ ご遺体の本国への移送

●その他のアシスタンス

- ▶ 救援者の渡航・宿泊手配
- ▶ 遭難された場合の捜索・救助

●法律上のアシスタンス

- ▶ 弁護士を紹介・手配など

サービスの費用について

- アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
- サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料をご負担いただきます。
- 会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替えをお願いする場合がございます。

緊急アシスタンスサービスセンター 一覧

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

ご滞在地	電話番号	ご滞在地	電話番号
アメリカ本土 / ハワイ / グアム / サイパン	1-833-950-0984	イギリス	0808-23-44041
カナダ	1-833-907-7800	イタリア	800-7-82492
メキシコ	01-800-123-3334	オーストラリア本土	800-298841
アルゼンチン	0800-777-0124	ギリシャ	00-800-8113-0141
コロンビア	01-8009-812127	スイス	0800-89-6092
ブラジル	0800-761-0223	スウェーデン	020-790-260
ペルー	0800-53-284	スペイン本土	9009681-94
シンガポール	800-8110-835	チェコ	800-143-348
インドネシア	007803-81-1-0042	デンマーク	8025-4546
タイ	1800-011-222	ドイツ	0800-1-80-2557
フィリピン	1-800-1-8110330	ハンガリー	06-800-21622
ベトナム	120-81-049	フランス / モナコ	800-90-9466
中国携帯 / 全土	4001-203743	ベルギー	0800-1-2564
香港	800-90-0377	ポーランド	00-800-811-1223
台湾	00801-81-2780	ポルトガル	800-8-81-057
韓国	00798-81-1-0835	ルクセンブルク	8002-6048
オーストラリア	1-800-718-263	ロシア	8-800-301-8865
ニュージーランド	0800-64-0367	アラブ首長国連邦	800-081-0-0148
		イスラエル	1-80-946-5205

全世界(上記電話がご利用いただけない場合) ▶ 050-3820-6645

※滞在の国・地域によっては無料電話にて対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があります。電話機種や回線事情によりご利用にならない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますので、ご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますので予めご了承ください。

また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますので予めご了承ください。



	カード紛失・盗難サービス	ネットセキュリティサービス
補償の対象となるもの	カードの紛失・盗難その他の理由により他人に利用された場合の損害	インターネットで不正利用され、「なりすまし」など、身に覚えのない請求が届いた場合の損害
補償対象期間	紛失・盗難連絡受付の上、最寄りの警察署にお届けいただいた日から60日前まで遡って補償	ネットセキュリティサービス連絡受付(会員から当社への連絡)の60日前まで遡って補償
補償内容	損害額の全部または一部	
対象とならない主な場合	●会員の故意。重大な過失 ●暗証番号を用いた取引で、故意または過失および、第三者に類推されやすい暗証番号により生じた被害 ●カード裏面にサイン(ご署名)がない場合 ●ご家族、ご親戚または知人、友人がご利用になられた場合 ●年会費の未払いなど、会員規約に違反した状態での紛失・盗難 ●当社および警察署にご連絡いただいた日から61日以前の被害 ●保険請求に必要な書類の未提出 ●被害状況の調査にご協力いただけない場合 ●損害を防止、軽減にご協力いただけない場合	
補足	●当社への連絡および最寄りの警察署・交番への届出が必要となります。	●ネットセキュリティサービスは、当社にて第三者により不正利用が認められた場合にサービスの適用となります。 ●本サービスの適用は、IDパスワードおよびクレジットカードの管理が十分に行われていたことが条件となります。 ●警察署に被害届を出していただくこともございます。

損害に気づいた時点ですぐに
下記連絡先へお届けください。



紛失・盗難ダイヤル

03-5638-3511(東京)

06-6339-4082(大阪)

受付時間:24時間・年中無休

※電話番号はお間違えないように、ご確認の上おかけください。
※お持ちのカードにより一部内容が異なる場合がございます。

